

報酬等に関する開示事項

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役であります。なお、社外役員を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当ありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役員の報酬等の決定について

当行の取締役の報酬等の総額及び対象となる取締役の員数は、2017年6月29日開催の第148期定時株主総会において以下のとおり決議されております。

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300百万円以内とする。

・監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とする。

・上記報酬等の上限額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入する。当行が拠出する金銭の上限は、連続する3事業年度を対象として合計300百万円であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に交付等が行われる株式の総数は、3事業年度で上限6.6万株とする。

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、役位別に定める固定報酬である「基本報酬」、当期純利益等の達成率によって変動する役位別支給額に各取締役の通年評価を加味して決定する年次インセンティブ金銭報酬である「賞与」、そして当行の中期経営計画に定める連結業績目標の達成度に応じて変動する中長期インセンティブ報酬である「業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）」により、各取締役の報酬等を決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の職責及び常勤・非常勤の別を反映した固定報酬である「基本報酬」を決定しております。

取締役会は、役員の報酬等の客観性及び透明性を高めるため、国内上場企業等が参加する役員報酬に関する調査結果等を参考提示して「指名・報酬等ガバナンス協議会」(*)に諮問し、業績連動報酬及び業績連動報酬以外の報酬等の支給割合及び報酬等の総額、並びに各報酬の決定方法及び各取締役の報酬等の額等の妥当性について毎年検証を行っております。

(*)指名・報酬等ガバナンス協議会

取締役会の諮問に答えて、代表取締役の選定、取締役候補者の指名、取締役の報酬等及びその他ガバナンスに関する各種の審議を通じて、ガバナンス強化を支援する任意の委員会。同協議会の委員の過半数は、社外取締役で構成され、委員長は社外取締役の互選により選任する。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2019年4月～2020年3月)
取締役会（百十四銀行）	1回

報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）」で構成され、各取締役が担う役割、責任及び成果に応じた適切かつ公正な体系のもと、取締役が当行企業価値向上への意欲を高めることができるよう、一定割合を当行業績及び中長期的な株主利益相当に連動させて決定する方針としております。

なお、業績連動報酬及び業績連動報酬以外の報酬等の支給割合については、株主総会で決議された役員の報酬等の総額を上限として、取締役会議長が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する次に掲げる事項について起案し、その内容について指名・報酬等ガバナンス協議会の審議を経て役員報酬等の支給体系を策定し、当該体系のもと各報酬等の額を決定することで、支給割合を決定しております。

- ・報酬等の水準に対する考え方
- ・報酬等の決定方針
- ・報酬等における基本報酬、賞与及び業績連動型株式報酬の構成比率
- ・報酬制度の見直し

取締役会は、株主総会で決議された報酬等の額（総額の上限）の範囲内で、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に支給する具体的な金額及び支給時期等を決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等は、経営に対する独立性が重視される非業務執行者としての位置づけに照らし、業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」のみとする方針としております。

監査等委員会は、株主総会で決議された役員報酬の総額（上限額）の範囲内で、監査等委員である各取締役に対する具体的な金額及び支給時期等を決定しております。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	人数	報酬等の総額（百万円）								
		固定報酬の総額				変動報酬の総額			退職慰労金	
		基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	基本報酬	賞与	株式報酬				
対象役員 (除く社外役員)	13	282	217	217	—	64	—	29	35	—

- (注) 1. 株式報酬は役員報酬BIP信託制度による報酬であります。
 2. 変動報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延べ報酬33百万円が含まれております。
 3. 支払いが繰延べられている報酬の残高は、株式報酬型ストックオプション41百万円、役員報酬BIP信託80百万円であります。
 4. 支払いが繰延べられていた報酬のうち、当事業年度に支払われた額は38百万円であります。

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。